

報告第 1 号

平成 16 年 12 月 7 日

西松浦地区合併協議会 様

西松浦地区合併協議会

幹事長 江崎 幹夫

第 3 回幹事会における協議等の結果について(報告)

平成 16 年 12 月 6 日に第 3 回幹事会を開催し、協議及び調整を行いましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第 6 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 第 3 回協議会協議事項について

確認事項 第 4 回協議会へ提案する協議事項について、協議第 34 号「建設関係事業の取扱い」、第 35 号「公営住宅の取扱い」、第 36 号「商工観光事業の取扱い」、第 37 号「ごみ対策・環境保全の取扱い」、第 38 号「下水道事業の取扱い」、第 39 号「補助金・交付金等の取扱い」、第 40 号「使用料・手数料の取扱い」についての提案内容及び参考資料を調整しました。

2. その他

確認事項 第 2 回協議会で継続協議となっている、町名・字名の取扱いについて、法務局・県等関係機関と連絡・調整を図っていること、財産の平準化の考え方等について事務局より説明を受け、今後協議・調整することとしました。

平成 16 年 1 2 月 7 日

西松浦地区合併協議会

会長 岩 永 正 太 様

議会の定数及び任期検討小委員会

委員長 田 代 正 昭

第 3 回議会の議員の定数及び任期検討小委員会における
協議等の結果について

平成 16 年 12 月 3 日に第 3 回会議を開催しましたので、西松浦地区合併協議会小委員会
規程第 7 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1、選挙区の設置及び定数について

前回の折に、西有田町議会委員から持ち帰りとなっていた 1 選挙区及び定数について
報告がありました。

内容は、協議項目の調整内容が、新町において調整する事業が多数あり、また対等合
併であるため、第 1 回選挙のみ、旧町毎に選挙区を設け、それぞれ 10 人 10 人の定数と
いう意見が大多数であったこと、また、小委員会の意向と同じく、新しい町を創る趣旨
で、1 選挙区で行うべきとの意見が少数意見としてあったことも併せて報告がありまし
た。

この報告を受け、協議を行った結果、主な意見は下記のとおりです。

- ・ひとつの有田でスタートし、出来るだけ早く次のステップへ踏み込んでほしい。
- ・最初から新しいまちを創りましょう、という気持ちであってほしい。町民に対し納
得いただけるだけの 2 選挙区設置の根拠をどう説明するのか。
- ・合併に関し、住民が合併の内容をよく理解してない状態である。唐津の合併協議で
もこの議員定数の問題が最後まで残っている。選挙区を設け 10 人 10 人が解決策で
はないだろうか。打開策を考えてみてはどうだろうか。
- ・議員と大半の住民の意見は違うのではないかと思う。23,000 人の人口では選挙区の
設置はどうかと思う。早く融合できることを考えてほしい。

- ・ 1 選挙区は正論だと思う。議会を納得させるための選挙区の設置に見えてならない。
- ・ 農業と窯業を連携させ、どう活性化させるのかを考えるべきである。合併は役場が一緒になることではないと思う。選挙区の設置は真の合併ではないと思う。
- ・ 新町になると、両町民が一緒になり新しいまちを創る活動が芽生えてくると思う。議員さんだけ線を引くのはどうだろうか。今後、新しいまちづくりが出来ないと思う。垣根を無くし一本化することが町民のためと思う。

以上のように大半の意見が選挙区を設置せず、合併後の最初の選挙から、1 選挙区に行うべきとの考えであり、小委員会として、これ以上協議を重ねても同じであるとの結論から、次回の第 4 回協議会へ別紙のとおり最終の報告を行うことに決定しました。

報告第3号

平成16年12月7日

西松浦地区合併協議会
会長 岩 永 正 太 様

議会の議員の定数及び任期検討小委員会
委員長 田 代 正 昭

議会の議員の定数及び任期検討小委員会の
審議結果について（報告）

西松浦地区合併協議会小委員会規程に基づき、平成16年11月15日に付託された「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について、別紙のとおり審議結果を報告します。

1 委員会開催状況

任意合併協議会時

第1回 平成16年10月19日(火) 16時30分～45分

出席委員 12人

第2回 平成16年10月29日(金) 13時00分～14時20分

出席委員 10人

合併協議会時

第1回 平成16年11月15日(月) 11時50分～12時30分

出席委員 12人

第2回 平成16年11月22日(月) 12時00分～13時15分

出席委員 11人

第3回 平成16年12月 3日(金) 10時00分～11時20分

出席委員 12人

2 審議内容

- (1) 新町における議会の議員の定数に関する事
- (2) 新町における議会の議員の任期に関する事
- (3) 新町における議会の議員の選挙区に関する事
- (4) 新町における議会の議員の報酬の方向性に関する事

3 審議結果

次のとおり

(1) 新町における議会の議員の定数及び任期の特例に関すること

小委員会としての調整内容

市町村の合併の特例に関する法律第6条及び7条の規定に基づく定数及び在任の特例については適用しない。

<理由>

合併の主な目的は、経費削減であり、定数特例を適用せず法規定の26人以下での選挙を行うこと、また、在任特例を適用せず即選挙を行うことは、経費削減効果が早く望めます。

合併は、両町がひとつとなり新しいまちづくりをスタートする趣旨から新町発足後の即選挙が適当であると考えます。

住民の間では、特例措置の適用に否定的な考えが多く、住民の理解が得られないと思われれます。

以上のことにより、小委員会として上記の結論に至った次第です。

(2) 新町における議会の議員の定数及び選挙区に関すること

第1案 小委員会としての調整内容

新町における議会の議員の定数は18人とする。ただし、設置選挙（第1回選挙）のみ22人とする。

選挙区については、全町域で1選挙区とする。

第1案 <理由>

法による議員定数の範囲内の上限である26人との考えもありますが、先進事例及び行財政改革の必要性を参考に定めたものであり、18人の定数でも住民の声を反映することは可能であると判断します。

設置選挙のみ22人の定数とすることについては、合併という特殊な事情であり、激変緩和や選挙区を設置しないことを考慮し、合併後の第1回目の選挙に限り、設定したものです。

全町域での1選挙区については、新町の一体性を確保する必要性や、有田町と西有田町の合併規模からも適当だと考えます。

以上のことにより、小委員会として上記の結論に至った次第です。

(3) 新町における議会の議員の報酬の方向性について

小委員会としての意見

現在の2町の報酬額を例に設定することが望ましい。

上記は、合併までに行われる特別職等の報酬に関する審議会への提言とします。